

1 新潟県貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱について

生衛第506号 平成14年10月18日 (新潟県福祉保健部長通知)

生衛第506号

平成14年10月18日

健康福祉環境事務所長 様
健康福祉事務所長 様
佐渡地域振興局健康福祉環境部長 様

新潟県福祉保健部長

新潟県貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱について (通知)

貯水槽給水施設については、従来から「新潟県受水そう以下の給水施設の構造基準及び維持管理指導要綱」(昭和53年7月5日付け環衛第619号新潟県衛生部長通知、以下「旧要綱」という。)等により指導してきましたが、平成13年7月4日に水道法が改正公布されたことを受けて、旧要綱を見直し、別添のとおり新たに標記指導要綱を制定し、貯水槽給水施設の管理の充実を図ることとしました。

については、下記事項に留意のうえ、市町村等の水道、衛生、建築担当部局へお知らせするとともに、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、(社)日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会、(社)新潟県貯水槽管理協会及び水質検査機関等の関係者に対し別紙写しのとおり、貯水槽給水施設の指導の推進について協力をお願いしたことを申し添えます。

記

1 改正趣旨

このたび水道法が改正され、主な内容の一つに、「貯水槽水道」の管理の充実を図るため、水道事業者の供給規程に貯水槽水道に関する事項を規定することが定められた。

貯水槽水道に対する指導監督は従来通り衛生行政も行うことから、旧要綱の見直しを行い、新たに「新潟県貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱」を制定することで、衛生行政と水道事業者の連携を図り、貯水槽水道による衛生的な飲料水の供給の確保に努めることとした。

2 改正概要

(1) 貯水槽給水施設について

旧要綱では「受水そう以下装置」と定義していたものであるが、水道水(浄水)を受水する「受水槽施設」と混同するおそれがあることから、あらためて「貯水槽給水施設」と定義した。

(2) 構造基準について

- ア 関係法令で規定されている事項のほか、衛生的で安全な飲料水を確保するために必要となる構造設備についての基準を定めた。
- イ 水道水を水源として使用する場合、水道事業者の配水管から分岐した受水槽への流入管は、給水装置として水道法の規制を受けることに注意すること。
- ウ 改正水道法により、水道事業者においても貯水槽水道の設置者を指導することとなるが、水道事業者によっては、従前から給水装置工事施工指針等に基づき指導を実施しているので配慮すること。

(3) 維持管理基準について

- ア 関係法令により、簡易専用水道及び特定建築物における給水の管理が定められているが、貯水槽給水施設全般に対する衛生上必要な措置を定めた。
- イ 簡易専用水道及び井水等を水源とする貯水槽給水施設にあつては、残留塩素の測定を7日以内ごとに1回、定期的に行うこととした。
- ウ 防錆剤を使用する場合は、中央管理方式の空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（昭和57年11月16日付け厚生省告示第194号）並びに関連通知の規定に準じることとした。

3 運用の留意事項

(1) 関係者との連携について

貯水槽給水施設に対する指導を推進するため、保健所、土木事務所、市町村（衛生、水道、建築担当部局）、（社）新潟県貯水槽管理協会、水質検査機関の相互の連携に努め、効果的な行政指導の展開を図ること。

(2) 水質検査について

水槽の清掃完了後速やかに給水栓末端から採水し、水道水質基準等の制定に伴う水質検査の実施等について（平成5年11月15日付け 環衛第707号新潟県環境保健部長通知、以下「平成5年部長通知」という。）で定める一般項目検査を行うこと。ただし、井戸水等を使用する貯水槽給水設備においては、使用開始前に平成5年部長通知で定める全項目検査を行うこと。

なお、水質検査の結果、水質基準に適合しない場合は、汚染源追及のため、水槽（受水槽、高置水槽等）及び給水栓等から採水し水質検査を行うこと。

また、採水は、原則として水質検査機関が行うこと。

(3) 清掃について

貯水槽の清掃は、専門的な知識、技能を有する者が実施することが望ましいことから、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号、以下「ビル管理法」という。）に基づき建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業の登録を受けたもの（以下「事業登録者」という。）の活用を図るよう指導すること。

また、ビル管理法に基づき事業登録者は清掃後に次の内容の作業報告書を作成し、設置者及び行政機関へ提出することとしているので、適切に対応するよう事業登録者を指導すること。

- ア 建築物の名称、所在地、建物の規模

- イ 建築物の所有者の住所、氏名
- ウ 清掃作業の年月日、天候、断水時間
- エ 貯水槽清掃作業監督者の氏名
- オ 清掃作業従事者氏名と人数
- カ 槽の位置、材質、容量と有効容量
- キ 槽内外の点検結果及び補修状況
- ク 作業内容
- ケ 使用薬品名と希釈濃度及び消毒回数
- コ 塗装を行った場合は、その材料名と塗装方法
- サ 設置者への提言等の所見
- シ 作業の前後を撮った写真と検査機関に依頼した水質検査の成績書
(写真については行政機関への提出は不要とする。)

なお、(社)新潟県貯水槽管理協会では、会員が作成した作業報告書を取りまとめ、定期的に行政機関へ報告することとしているので、配慮願いたい。

4 旧要綱について

旧要綱及び「新潟県受水そう以下の給水施設の構造基準及び維持管理指導要綱」(昭和53年7月5日付け環衛第619号新潟県衛生部長通知)を廃止する。

担当：生活衛生課水道係 湯本主任

TEL 025(285)5511内線2678

FAX 025(284)6757

2 新潟県貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱の一部改正について

生衛第138号の2 平成16年5月12日 (新潟県福祉保健部長通知)

生衛第138号の2

平成16年5月12日

(社)新潟県貯水槽管理協会会長 様

新潟県福祉保健部長

新潟県貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱の一部改正について (通知)

日ごろ当県の水道行政の運営につきましては、格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法第4条に基づく水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)が改正されたことに伴い、新潟県貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱(平成14年10月18日付け生衛第506号県部長通知)の別表2(第5条関係)を改正しましたので通知します。

については、会員への御周知をお願いします。

記

1 改正事項

- (1) 水槽の清掃完了後速やかに給水栓末端から採水し実施する水質検査項目については、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号、以下「水質基準省令」という。)で定める項目のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度及び濁度の計11項目の検査を行うこととしたこと。
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条に基づく特定建築物における水質検査項目については、同法施行規則及び関連通知で定めるところによることとしたこと。
- (3) 井戸水等を使用する貯水槽給水施設における使用開始前に行う水質検査項目については、改正後の水質基準省令で定めるすべての項目について検査を行うこととしたこと。
- (4) 防錆剤の管理の事項で、引用している厚生労働省告示が改正されたことに伴い文言整理を行ったこと。

2 改正施行日等

この改正は、平成16年6月1日から実施し、有機物(全有機炭素(TOC)の量)に係る検査については、水質基準省令附則第3条により実施すること。このため、平成17年3月31日までの間は、従前の有機物

等（過マンガン酸カリウム消費量）が適用されるが、検査機関で対応可能な場合は、有機物（全有機炭素（TOC）の量）で検査しても差し支えないものとする。

3 その他

給水管に鉛管を使用している貯水槽給水施設の設置者に対する指導について

鉛の毒性は蓄積性のものであり、長期的には飲料水中における鉛濃度のより一層の低減化を推進する必要があるが、平成15年4月から基準値が強化され、また平成16年4からは15分間滞留法による採水方法が規定されたところである。

貯水槽給水施設においても、給水管に鉛管が使用されている場合、特に滞留水では鉛の溶出による基準超過が懸念されるため、他の管種への変更、滞留水の飲用抑止又は水質検査実施による溶出状況の把握等の対応が望まれるところである。

このため、鉛管を使用した貯水槽給水施設設置者に対し、鉛についての対応の充実について、指導等をお願いする。

担当：生活衛生課水道係 惣角主査

TEL 025(285)5511内線2678

FAX 025(284)6757

新潟県貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱

(目的)

第1条

この要綱は、水槽を用いて飲料水を供給する給水施設（以下「貯水槽給水施設」という。）の構造設備及び維持管理の基準を定めることにより、衛生的で安全な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貯水槽給水施設 水槽を設けて飲料水を供給する施設であつて、水槽から給水栓までの施設の総体をいう。
- (2) 水槽 飲料水を供給する固定式の水槽をいう。
- (3) 設置者 貯水槽給水施設の所有者又は所有者以外の者で当該施設の維持管理に関する権原を有するものをいう。

(適用)

第3条

貯水槽給水施設の衛生管理については、水道法、建築基準法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律その他関係法令の規定によるもののほか、この要綱を適用する。なお、関係法令により規定されている事項については、当該事項に限ってこの要綱を適用しない。

(構造設備基準)

第4条

設置者は、貯水槽給水施設の構造設備について、別表1の構造設備基準に適合するよう努めるものとする。

(維持管理基準)

第5条

設置者は、貯水槽給水施設の維持管理について、別表2の維持管理基準に適合するよう努めるものとする。

(届出)

第6条

貯水槽給水施設を設置した者は、別記第1号様式による貯水槽給水施設設置届出書を、貯水槽給水施設の所在地の市町村長（以下「市町村長」という。）を経由して所在地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）に届け出るものとする。

- 2 設置者は、前項の規定により届出した事項に変更があった場合又は貯水槽給水施設を廃止した場合は、別記第2号様式による貯水槽給水施設変更（廃止）届出書を速やかに市町村長を経由して保健所長に届け出るものとする。

(防錆剤使用届出)

第7条

設置者は、防錆剤を使用したときは、別記第3号様式による防錆剤使用届出書を、市町村長を経由して保健所長に届け出るものとする。

- 2 設置者は前項の規定により届出した事項に変更があった場合又は使用を停止した場合は、別記第4号様式による防錆剤等変更（停止）届出書を市町村長を経由して保健所長に届け出るものとする。

(汚染事故発生時等の措置)

第8条

設置者は、汚染事故等により供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った場合は、次の措置を講ずること。

- (1) 直ちに給水を停止し、利用者にもその旨を周知すること。
 - (2) 直ちに市町村長及び保健所長へ連絡し、指示を受けること。
 - (3) 直ちに施設の点検及び水質検査等により原因を追求し、施設の復旧を図ること。
 - (4) 必要に応じて代替水を確保すること。
 - (5) 給水の再開は、水質検査により飲料水の安全を確認してから行うこと。
- 2 設置者は、定期等の水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超えた場合には、保健所長へ連絡し指示を受けること。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年10月18日から実施する。
- 2 新潟県受水そう以下の給水施設の構造基準及び維持管理指導要綱「昭和53年7月15日付け環第619号衛生部長通知、以下「旧要綱」という。）は廃止する。
なお、旧要綱により設置の届出がされている貯水槽給水施設については第6条第1項の届出があったものとみなす。

別表1 (第4条関係)

貯水槽給水施設の構造設備基準

貯水槽給水施設の構造及び設備は、建築基準法等の関係法令の規定によるもののほか、次の事項によること。

1 水槽の設置場所

- (1) 水槽は、周囲にごみや汚物の置場がなく、わき水、たまり水の影響を受けず、かつ、通常人が出入りしない場所に設置すること。屋外に設ける場合はさく等で囲み、関係者以外が立入りできないようにすること。
- (2) 水槽周囲の点検空間は、水槽の上部については1メートル以上、底部及び周囲については、60センチメートル以上を標準とすること。
- (3) 水槽及びポンプを屋内に設置する場合は、必要に応じて換気、排水及び照明設備を設けること。
- (4) 水槽を塔屋屋上等高所に設置する場合は、転落防止用のさく、階段を設ける等、保守点検を安全に行うことができる措置を講じること。
- (5) 水槽は、建築物の排水槽（ビルピット）に設置しないこと。
- (6) 水槽上部には、ポンプ、ボイラー、排水管等の水を汚染するおそれのあるものを設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、水槽上部に受け皿を設ける等、飲料水を汚染することがないように衛生上必要な措置を講ずること。

2 水槽の構造、材質

(1) 容量

- ア 受水槽の有効容量は、1日最大使用水量の10分の4から10分の6を標準とすること。ただし、1日当たり使用時間を考慮して決定すること。
- イ 高置水槽の有効容量は、1日最大使用水量の10分の1を標準とすること。ただし、1日当たり使用時間を考慮して決定すること。

(2) マンホール

- ア マンホールの立ち上げは、水槽の上部面から10センチメートル程度とすること。
- イ マンホールの蓋は、施錠等により維持管理をする者以外の者が容易に開閉できない構造とすること。
- ウ マンホールの蓋は、風圧や震動で容易にはずれたり、すきまができないような構造とすること。

(3) 給水管

- ア 給水管の流入口と流出口は、水槽内において対称位置の設けること。これが困難な場合は迂回壁等を設け、水槽内で水が滞留しない措置を講じること。
複数の水槽を連結して使用する場合も同様の措置を講ずること。
- イ 給水管の流出口は、水槽底面より少し上部とし、槽底の沈殿物を吸い込まない位置とすること。

(4) オーバーフロー管

- ア 管端部は下向きとし、十分な下り幅をとること。
- イ 管端開口部には2ミリメートル目程度の防虫網を取り付けること。
- ウ 管端は間接排水とし、約15センチメートル以上の排水口空間を確保すること。

(5) 通気装置

- ア 管端部は下向きとし、積雪で開口部が塞がれないような措置を講ずること。
- イ 管端開口部には2ミリメートル目程度の防虫網を取り付けること。
- ウ 通気措置管端部に笠を取り付ける場合は、容易に取れない措置を講ずること。

(6) 排水設備

- ア 水槽の底部に100分の1程度の勾配をとり、吸込みピット等を設け、完全な水抜きができる構造とすること。
- イ 水抜管の管端は間接排水とし、約15センチメートル以上の排水口空間を確保すること。

(7) その他

- ア 水槽は、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とすること。
- イ 水槽の上部面は100分の1程度勾配をとる等たまり水のできない構造とすること。
- ウ 水槽が直接日光を受ける場合は、水槽の板を厚くするなど、光の透過を防ぐ措置を講ずること。
- エ 給水管の流入口とオーバーフロー管との間に、十分な吐水口空間を確保すること。
- オ 水槽は、消火水槽と兼用しないこと。

3 給水管

- (1) 水を汚染するおそれのある箇所の中を貫通させないこと。
- (2) 排水管等他の配管と識別できる措置を講じ、直接連結させないこと。
- (3) 維持管理、点検及び配管の更新を容易に行えるように配置すること。

4 その他

- (1) ポンプ室内の床は、排水、排油が速やかにできる構造とすること。
- (2) 貯水槽には、原則として水位警報装置を設置すること。
- (3) 貯水槽へ流入する給水管の立て管に給水栓を設けることが望ましいこと。
- (4) 地下水等の自己水源を使用する場合は、塩素注入装置を設けること。

別表2（第5条関係）

貯水槽給水施設の維持管理基準

貯水槽給水施設の維持管理は、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び関連通知の規定によることを原則とするが、なお、次に掲げる事項に留意すること。

1 施設の点検管理

- (1) 水槽の周囲は常に清潔にし、水槽の周囲に水を汚染するおそれのあるものを置かないこと。
- (2) 水槽の清掃は1年以内ごとに1回、定期的に、「建築物環境衛生維持管理要領」（昭和58年3月18日付け 環企第28号 厚生省環境衛生局長通知「建築物における衛生的環境の維持管理について」）を参考に行うこと。また、水槽の新設、修理等を行った場合も清掃を行うこと。
- (3) 施設の点検をおおむね月1回、次の点に留意して行うこと。
 - ア 水槽周辺の清潔保持状況
 - イ 水槽の水漏れ、損傷の有無
 - ウ 水槽内部の異物の有無
 - エ 水槽のマンホールの施錠及び防水状況
 - オ オーバーフロー管から出水の有無
 - カ オーバーフロー管及び通気管の防虫網の状況
 - キ 給水配管及び給水器具の異常の有無
 - ク 塩素注入装置の作動状況
 - ケ 防錆剤注入装置の作動状況
 - コ 揚水ポンプの振動や異常の有無
- (4) 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/l（結合残留塩素の場合は、0.4mg/l）以上保持するよう、適正な管理をすること。
- (5) 簡易専用水道及び地下水等の自己水源を使用する貯水槽給水施設にあっては、残留塩素の測定を7日以内ごとに1回、定期的に行うこと。

2 水質検査

- (1) 水質検査は、1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。また、水槽の新設、修理等を行った場合も行うこと。
- (2) (1)に規定する水質検査は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号、以下「水質基準省令」という。）で定める項目のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度とする。

ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条で規定する特定建築物にあつては、同法施行規則（平成15年厚生労働省告示第119号）及び関連通知に定めるところによること。

また、地下水等の自己水源を使用する貯水槽給水施設においては、使用開始前に水質基準省令で定めるすべての項目について検査を行うこと。

3 防錆剤の管理

防錆剤を使用する場合は、空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（平成15年厚生労働省告示第119号）並びに関連通知の規定に準じて行うこと。

4 管理態勢

- (1) 設置者は、維持管理責任者を1人定めておくこと。ただし、自ら維持管理責任者となる場合はこの限りでない。
- (2) 維持管理責任者は、維持管理基準に掲げる業務に従事し、又はこれらの業務に従事する者を監督すること。
- (3) 設置者は、水槽等主要な給水施設の構造を明らかにする平面図、断面図及び構造図並びに配管状況を明らかにする平面図及び縦断面図を整理保存しておくこと。
- (4) 設置者は、水槽の清掃記録その他維持管理に関する事項を記載した帳簿書類を5年間保存しておくこと。